

# 宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針（第1次）

令和6年2月

宮津市

## 目 次

1 指針の概要	
(1) 指針の趣旨	1
(2) 位置づけと他の計画との関係	3
(3) 指針の期間と目標	4
2 資源循環等の現状	
(1) 国内の状況	5
(2) 京都府の状況	5
(3) 宮津市の状況	5
3 資源循環の促進等に関する基本的事項	
(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収	8
(2) 分かりやすい情報提供	9
(3) 海洋プラスチックごみ対策	9
(4) 環境教育及び環境学習の推進	9
4 資源循環の促進等に関する施策の展開	
(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収	
ア Reduce(発生を抑制する)	10
イ Reuse(繰り返し使う)	11
ウ Recycle(資源として再利用する)	12
エ Renewable(再生可能な資源に替える)	14
(2) 分かりやすい情報提供	
ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信	15
(3) 海洋プラスチックごみ対策	
ア プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進	16
(4) 環境教育及び環境学習の推進	
ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進	17
5 食品ロス削減の推進	18
6 進捗管理	21
<b>【参考】</b>	
宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例	23
宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	27

## 1 指針の概要

### (1) 指針の趣旨

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、環境保全や持続可能な物質循環を阻害する側面があり、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題と密接に関連しています。

こうした環境問題に対応し、私たちの健やかな生活の基盤である豊かな環境を未来に引き継いで行くために、廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用、廃棄物の適正な処分を推進し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が喫緊の課題となっています。

また、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてくれるプラスチックは、使い捨てによる大量使用や不適正な処分等により海洋に流出し、地球規模での環境汚染問題として生態系への影響等が懸念されています。

私たち、一人一人がそれぞれの立場でプラスチックの使用抑制と資源循環の必要性を認識し、社会全体として取り組んでいかなければなりません。

そうした中、宮津市では、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等について、市、事業者、市民及び観光旅行者等（観光旅行者とその他の滞在者）の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築していくため、令和4(2022)年12月、全国の市町村に先駆けて、宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例(令和4年宮津市条例第26号)を制定し、令和5(2023)年1月に施行しました。

本指針では、同条例第8条の規定に基づき、資源循環の促進等に関する施策について総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な事項を定めます。

また、食品ロスの削減についても、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例を令和5年3月に一部改正し取組を強化することとしており、これを一体的に推進していく必要があることから、その取組内容を本指針に盛り込むものです。

本市では、この指針に基づいて、資源循環及び食品ロスの削減に関する各種施策を展開していきます。

本市は、白砂青松の景色が広がる日本三景天橋立をはじめ、宮津湾、阿蘇海、大江山など海、里、山の美しく豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、大量生産、大量消費に伴う社会経済活動や生活様式により、事業活動や日常生活における環境への負荷が増大し、近年、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れており、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、私たちの生活に様々な利便性と恩恵を与えてくれるプラスチックは、生産過程等で二酸化炭素を排出するとともに、海洋プラスチック問題を発生させるなど、環境に大きな負荷を与えています。

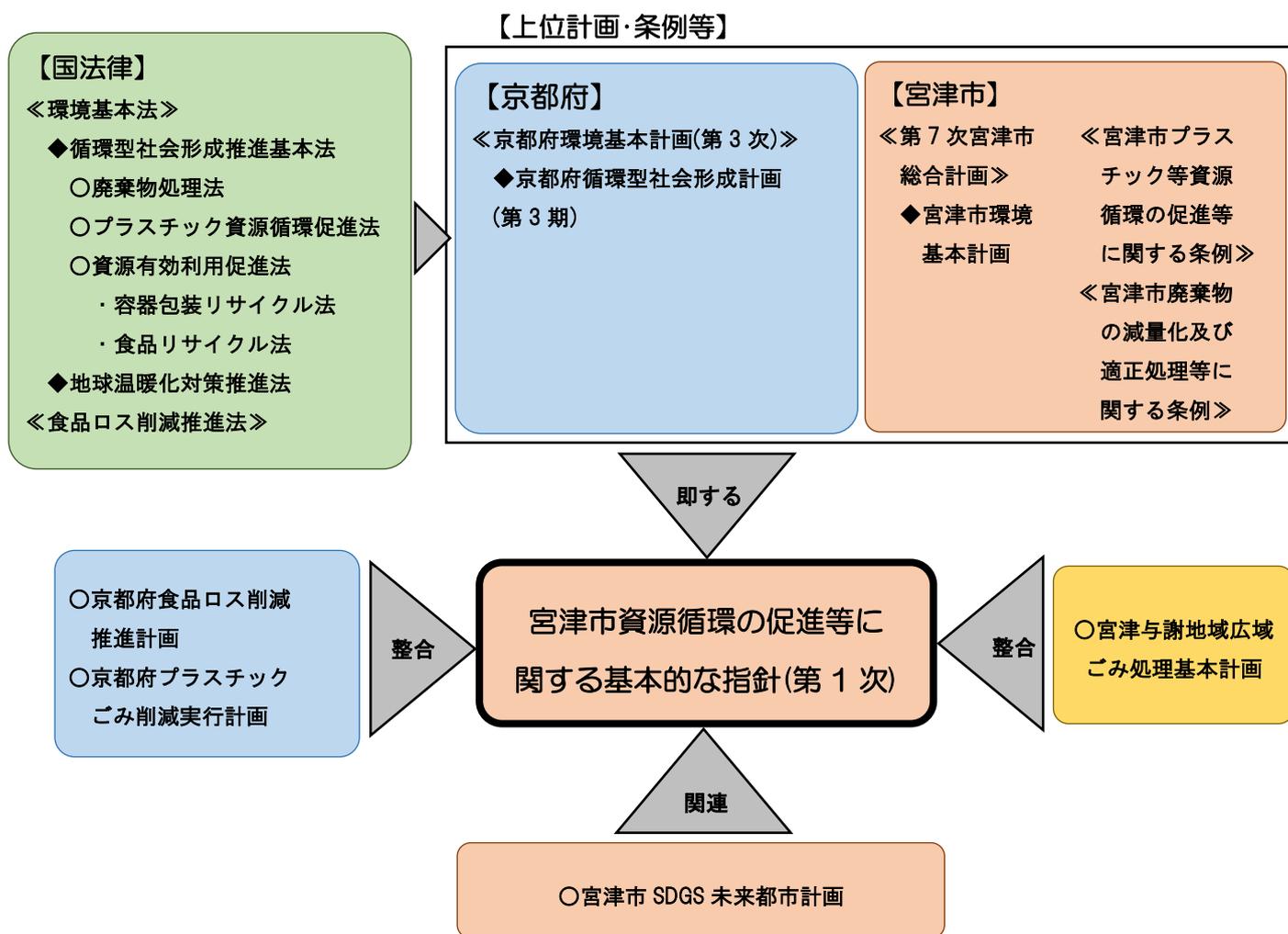
そこで、本市は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し、令和2年に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を、令和3年に「気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の構築等の実現を目指すという決意を表明しました。

このような地球規模の環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる取組主体の行動が不可欠であり、その広がりや極めて重要です。そうしたことを意識しながら、私たち一人一人が、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、自分の置かれた立場で実行可能な「3R(リデュース、リユース、リサイクル)+Renewable」の活動など、地球環境にやさしい取組を行うことにより、循環型社会への転換を図る必要があります。

また、本市を訪れる多くの観光旅行者にもこうした取組を拡大し、世界から選ばれる地球環境にやさしい観光地域づくりや天橋立世界遺産登録に向けた取組と連動させ、海洋プラスチック問題解決をはじめとする自然共生社会を構築することが、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものと期待されます。

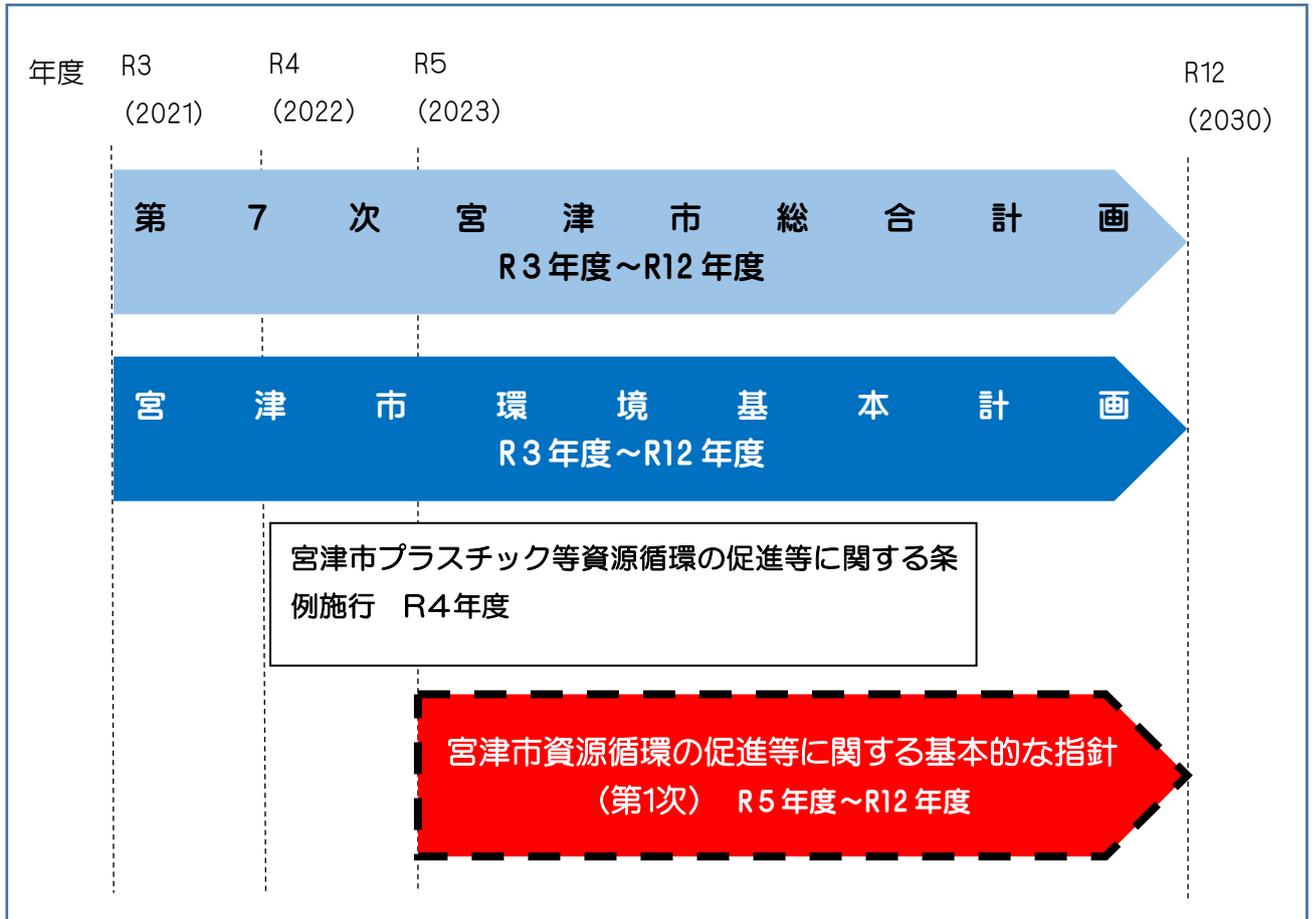
このような認識に基づき、市民、事業者をはじめ、本市に関わる人々が共に考え力を合わせる「共創」の考え方の下で、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

(2) 位置づけと他の計画との関係



(3) 指針の期間と目標

令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までを指針の期間とし、目標(重要業績評価指標(KPI))は、第7次宮津市総合計画及び宮津市環境基本計画の目標に準じます。



重要業績評価指標 (KPI)

項目	基準年	2030年	基本的な考え方
1人1日当たりごみ排出量	(平成30(2018)年) 972g	875g	2030年度までに1割削減を目標とします。 ※本市を訪れる観光客に対しても同等の削減を求めます。
ごみの資源化率	(令和元(2019)年) 19.4%	27%	総合計画では、2025年までに25.0%(5.6%増)に引き上げる目標としています。 それ以降も継続し、2030年には27%まで引き上げます。

## 2 資源循環等の現状

### (1) 国内の状況

我が国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減する循環型社会の形成を目指し、平成 30(2018)年 6 月に第 4 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

令和元(2019)年に容器包装リサイクル関係省令が改正され、令和 2(2020)年 7 月にはレジ袋有料化が開始されました。

また、これまでプラスチック使用製品廃棄物は容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装のみ分別収集、再商品化が進められてきましたが、令和 3(2021)年 6 月に成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化できる仕組みとなりました。

食品ロスの削減の推進においては、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした、食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元(2019)年 10 月 1 日に施行され、令和 2(2020)年 3 月に、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されました。

### (2) 京都府の状況

令和 2(2020)年 12 月に策定された京都府環境基本計画では、環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse) の 2R の取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現を促進することとしています。

また、令和 4(2022)年 3 月には、京都府循環型社会形成計画 (第 3 期) を改定し、地域循環共生圏の実現に向け、A I ・ I o T 等の先端技術の進展を踏まえ、サーキュラー・エコノミー (循環経済) を目指すとともに、コロナ禍による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応するとともに、行政、事業者及び消費者等の各主体が連携し、府内の食品ロス削減に向けた取組の一層の充実を図るための、京都府食品ロス削減推進計画が策定されました。

### (3) 宮津市の状況

#### ◆ごみの減量化について

本市のごみの総排出量は、令和 4(2022)年度は 7,027t (集団回収量を含む) で、そのうち約 7 割が可燃ごみとなっています。平成 18(2006)年 10 月から、家庭系ごみの排出量に応じた負担の公平化や地域全体での市民・事業者のごみ減量意識の向上を

図るため、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理を有料化しています。

資源ごみについては、平成 9 (1997) 年からペットボトルや発泡スチロール、かん、びん、紙パック、平成 12 (2000) 年から段ボール、平成 14 (2002) 年からプラスチック製容器包装、紙製容器包装、令和 2 (2020) 年から新聞・雑誌の分別収集を開始し、ごみの再資源化に取り組んでいます。

こうした中で、本市の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 1,132 g (令和 3 (2021) 年度実績。集団回収量を含む。) となり、全国平均の 890 g (京都府平均は 775g) と比較すると、高い数値となっています。本市の場合、観光関連産業など、事業系一般廃棄物の割合の高いことが、1 人 1 日当たりごみ排出量が多い主な要因と考えられます。

ごみ処理については、令和 2 (2020) 年度からは、宮津市、伊根町、与謝野町を構成市町とする宮津与謝環境組合が運営する宮津与謝クリーンセンターで行っています。

#### ◆ごみの資源化

##### 【中間処理】

令和 4 (2022) 年度の資源ごみの排出量は、ペットボトル 73t、プラスチック製容器包装 292t、かん類 58t、びん類 133t、紙製容器包装 49t、その他 24t、集団回収量 662t となっています。

搬入された資源ごみは、リサイクル協会や指定業者へ引き渡し又は売却を行い、処理経費に充当することで、ごみ処理経費の軽減を図っています。

ごみの総量に占める資源化量の割合 (資源化率) は 19.7% (令和 3 (2021) 年度) と、京都府平均の 13.9% よりも高く、全国平均の 19.9% とほぼ同程度となっています。

分別状況については、特にプラスチック製容器包装で、不適物の混入が目立つほか、観光地で収集されるペットボトルでは洗浄が不十分など資源化に支障をきたしています。また、スプレー缶などの危険ごみによる事故も発生しており、地道な啓発を続ける必要があります。

また、宮津与謝クリーンセンターはメタンガス化発電設備を備えており、搬入ごみの可燃ごみから、生ごみや紙ごみなどを分離しメタン発酵処理を行うとともに、メタンガスによる発電を行い、ごみのエネルギー化を行っています (処理能力: 20.6 t / 24 時間、発電設備: ガス発電機 270kW)。

##### 【市民による資源回収活動 (集団回収)】

自治会や PTA、子供会などにより、段ボールや雑誌、新聞などの集団回収の取組が行われています。実施団体、回収量とも横ばいで推移していましたが、コロナ禍の影響で、実施団体、回収量とも減少し、コロナ禍前のように回復していない状況です。

##### 【廃食油】

近隣の民間事業体により、年間 18,905ℓ の廃食用油が回収されています (令和 4 (2022) 年度)。

廃食油は、飼料や BDF (燃料) などに利用されており、ごみの減量や再資源化だけでなく、公共水域の環境負荷を軽減する効果も期待されます。

◆これまでの主な取組等

令和2(2020)年6月

- ・「ゼロカーボンシティ」宣言  
2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

令和3(2021)年10月

- ・「宮津市環境基本計画」策定  
今後10年間の総合的な環境施策の方向性と方策を示すものです。  
計画期間：令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
- ・「気候非常事態宣言」  
脱炭素社会の構築、循環型社会への転換、豊かな自然環境の保全を目指すため、  
宮津市と与謝野町の共同により宣言しました。

令和4(2022)年8月

- ・「ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定」締結  
宮津市、伊根町、与謝野町、宮津与謝環境組合及びペトリファインテクノロジー株式会社は、ペトリファインテクノロジー独自のケミカルリサイクル技術により、使用済みペットボトルからペットボトルをつくる「ペットボトル水平リサイクル」の取組に向けた包括連携協定を締結しました。

令和5(2023)年1月

- ・「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」の施行  
資源循環の理念条例として施行

令和5(2023)年3月

- ・「資源循環の促進等に関する包括連携協定」締結  
宮津市と株式会社 JEPLAN は、資源循環の促進や消費行動の機運醸成などにより循環型社会への転換を図り将来へ良好な環境を引き継ぐことを目的とした包括連携協定を締結しました。
- ・「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」の改正  
食品ロス削減について個別に条例に盛り込む。

令和5(2023)年5月

- ・「SDGs 未来都市の選定」  
SDGs の達成に向けて優れた取り組みを提案する都市として、「SDGs 未来都市」に選定されました。(8月に宮津市 SDGs 未来都市計画を策定)

### 3 資源循環の促進等に関する基本的事項

#### (1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

本市では、これまでから、廃棄物等の排出量の削減のため3R（Reduce(発生を抑制する)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(資源として再利用する))の推進に努めてきました。

今後も、持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、廃棄物等の排出の抑制と資源循環の促進を図るため、3RにRenewable(再生可能な資源に替える)の考え方を加えた取組を展開するとともに、循環資源の再資源化を最適化するため、質の高い分別回収(適切な分別)に取り組めます。

また、積極的に情報発信や啓発を行うことで、事業者や市民、観光旅行者等の自発的な取組を促すとともに、各主体が連携して取組を推進します。

#### 【市の役割】

自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用、循環資源の分別回収その他の資源循環の促進等に必要な取組を行います。

また、積極的な普及啓発や情報提供を通じて、廃棄物の抑制について事業者や市民の理解を促進し、自主的な取組を支援するとともに、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供などの取組を行います。

#### 【事業者の役割】

その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めます。

また、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めるとともに、観光関連事業者にあっては、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供などの取組を行います。

#### 【市民の役割】

日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めます。

また、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めます。

#### 【観光旅行者等の役割】

その滞在中の活動について、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めます。

## (2) 分かりやすい情報提供

資源循環の促進については、事業者や市民、観光旅行者等の自主的な活動も重要です。市としてはそれらを推進するため、様々な主体と協力してあらゆる媒体を活用した分かりやすい広報、啓発に努めます。

転入者や単身赴任者、他市町より通勤、通学等で本市へ来る人への資源循環の促進の理解を進めるため、自治会や事業所、学校等と協力して、分かりやすい広報・啓発・指導に努めます。

観光旅行者等の自発的な協力を促すためには、本市へ訪れる前に情報が届くことが重要です。そのため、本市が「環境にやさしい観光地」として国内外から認識されるよう、本市の取組を積極的に外部に発信します。

## (3) 海洋プラスチックごみ対策

国の調べでは、毎年海に流出するプラスチックごみのうち 2～6 万トンが日本から発生したものと推計されています。イギリスのエレンマッカーサー財団の推計によると、このままでは、2050 年の海は、魚よりもごみの量が多くなると言われるほど問題は深刻化しています。

このため、市民及び事業者の協力を得て海岸清掃等を実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、プラスチックごみが環境中に排出されない取組を推進します。

## (4) 環境教育及び環境学習の推進

将来を担う子どもたちだけでなく、すべての世代が廃棄物等の排出抑制や循環資源の再資源化に関心を持ち、その大切さを正しく理解することが資源循環の促進につながっていきます。

この実現に向けて、自主的かつ積極的に行動する人材を多く育成することとし、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、家庭、教育・保育施設等、学校、職場、地域その他のあらゆる場を通じた環境教育及び環境学習を推進します。

4 資源循環の促進等に関する施策の展開

(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

ア Reduce(発生を抑制する)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>1-1 ごみを発生させないライフスタイル・ビジネススタイル</p>   	<p>1-1-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* ごみの削減等の取組の啓発 (必要性や効果の周知など)</li> <li>* 庁内事務用品の使用の削減 (宮津市 DX 推進計画の推進による行政手続きのオンライン化による紙の使用抑制/会議資料の厳選・簡素化/庁内会議印刷物のツーアップ印刷や裏紙の使用/事務用品共有による物品の購入抑制)</li> <li>* 指定管理者、受託事業者へのごみの減量化・資源化の取組推奨</li> <li>* 資源循環推進事業所の認定等、ごみの減量化・リサイクル協力店の募集と情報発信</li> <li>* グリーン購入推進方針の更新・啓発</li> <li>* マイボトルを推奨する給水機の設置</li> <li>* 市内イベント等でリユース食器活用</li> </ul>	<p>1-1-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】ワンウェイプラスチックの使用抑制</b> (簡易包装化等の推進(量り売り・詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品等の推奨や、小売・流通業における梱包資材の簡素化など) / 観光関連事業者による、ごみの発生が少ない旅行商品の検討・提供 / 観光関連事業者による、使い捨ての食器を使用しない取組の推進 / 宿泊施設等は、アメニティを必要分のみ消費されるよう努める)</li> <li>* 在庫管理の徹底とインターネット販売や市場の動きを注視した生産の見直しなど、ごみの発生を抑制するビジネススタイル</li> <li>* 生ごみの水切りを徹底する</li> <li>* 資源循環推進事業所の認定等、ごみの減量化・リサイクル協力店の登録</li> </ul>	<p>1-1-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】ワンウェイプラスチックの使用抑制</b> (マイバック、マイボトルを持参する/旅行時の歯ブラシ等は持参し、宿泊施設等でアメニティ(歯ブラシ等)はできる限り使用しない)</li> <li>* 物を可能な限り長く使う (使い捨て製品・容器を使用しない/製品寿命の長いものを選択/修理補修による長期利用/不要になった物を必要な人に譲る)</li> <li>* 冷蔵庫や物置等の在庫を確認し、不要な物を買わない、食材を使い切るライフスタイル</li> <li>* 生ごみの水切りを徹底する</li> <li>* 旅先で発生したごみは持ち帰る</li> <li>* 地域のごみの分別ルールを守る</li> <li>* 中古品、レンタル製品を活用する</li> <li>* 詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品を選択する</li> </ul>

<p>1-2 農業事業者等と連携した取組</p> 	<p>1-2-1・1-2-2・1-2-3 *農業事業者等と連携した廃棄物の発生抑制 (有害鳥獣の微生物分解による減容化、有害鳥獣捕獲個体のジビエ利活用、規格外野菜の活用・販売ルートの確保による廃棄野菜の削減)</p>		
<p>1-3 ごみ袋のあり方の検討</p> 	<p>1-3-1 *ごみの発生抑制のため、可燃・不燃の有料ごみ袋のあり方を検討</p>	/	/

イ Reuse(繰り返し使う)

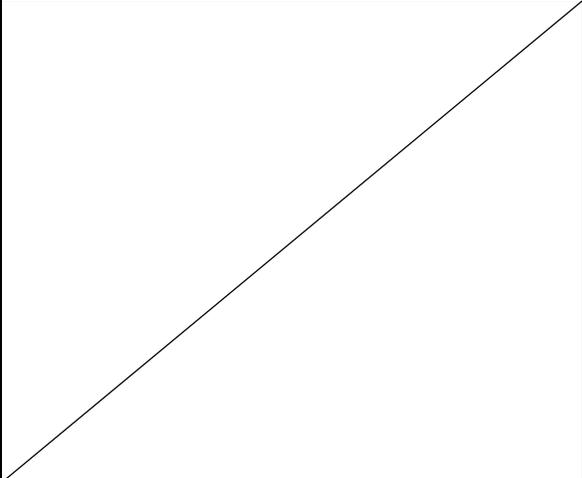
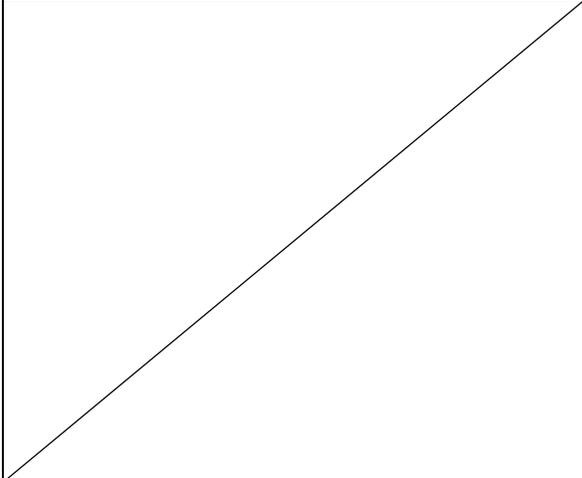
項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>2-1 再使用の推進</p> 	<p>2-1-1 *物の再使用の推進 (リユース事業の実施/フリーマーケット等の周知等による活動支援)</p>	<p>2-1-2 *繰り返し使用できる商品や再使用可能な商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備 *簡易包装化等の推進[再掲] (量り売り・詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品等の推奨/小売・流通業における梱包資材の簡素化)</p>	<p>2-1-3 *中古品、レンタル製品を活用する[再掲] *詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品を選択する[再掲]</p>

ウ Recycle(資源として再利用する)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>3-1 ごみの分別の徹底</p> 	<p>3-1-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 質の高い分別に向けた分かりやすい分別の啓発</li> <li>* 不適切な分別への指導</li> <li>* 駅等に統一感のあるごみ箱を設置し、観光旅行者等に分別の徹底を呼び掛ける</li> <li>* ごみの分別が難しい高齢者等に対する分別の支援</li> </ul>	<p>3-1-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業所内の分別を徹底し、ミックス古紙のリサイクルに取り組むなど資源化を推進</li> <li>* 観光スポットや宿泊施設等において分別用のごみ箱を設置するなどし、観光旅行者等に質の高い分別の徹底を促す</li> </ul>	<p>3-1-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】市の分別の区分により、燃やすごみと燃やさないごみからの資源ごみの分別を徹底する</b></li> <li>* 食品等が付着した資源ごみは軽くすすいでから排出するなど質の高い分別を心掛ける</li> <li>* 観光スポットや宿泊施設など、分別ごみ箱の設置がある場合には、適切にごみの分別を行う</li> <li>* 旅先で発生したごみは持ち帰る[再掲]</li> <li>* 地域のごみの分別ルールを守る[再掲]</li> </ul>
<p>3-2 ごみの資源化</p> 	<p>3-2-1・3-2-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】生ごみ処理機の導入・普及</b></li> <li>(生ごみ処理機によるごみの減量化等の効果の周知/生ごみ処理機導入支援制度の創設)</li> <li>* 再生商品やグリーン製品の開発・販売・推奨</li> <li>* 民間企業と連携し、ペットボトルの水平リサイクルや小型家電のリサイクル等に取り組む</li> <li>* 新たなリサイクル技術の調査</li> <li>(「ペットボトルの水平リサイクル」のような環境負荷の少ないリサイクル技術/紙おむつなど新たなリサイクル技術)</li> <li>* プラスチック使用製品廃棄物など新たな分別の検討</li> </ul>	<p>3-2-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】家庭系生ごみ処理機・コンポストの導入</b></li> </ul>	

<p>3-3 地域等での資源ごみ回収</p> 	<p>3-3-1 * 地域団体等が行う集団回収の推進 (資源ごみ回収活動への報償金/資源化回収品目の増加に向けた関係団体との調整) * 資源ごみ回収拠点の設置・周知 * 資源ごみ回収マップの作成・周知</p>	<p>3-3-2 * 食品小売店等による資源の自主回収 (食品トレイなどの店頭自主回収/店舗内に分別が可能なごみ箱の設置)</p>	<p>3-3-3 * 地域団体等が行う集団回収への参加 * 事業者が行う店頭自主回収を利用</p>
<p>3-4 資源化物の利用</p> 	<p>3-4-1・3-4-2・3-4-3 * 再生紙や再生プラスチックなどの再生材料を使用した再生商品を利用する</p>		
<p>3-5 ごみ袋のあり方の検討等</p> 	<p>3-5-1 * 資源化の促進のため、資源ごみ袋のあり方を検討する</p>	<p>3-5-2 * ISO 等環境マネジメントの導入及び公表</p>	<p>3-5-3 * ISO 等環境マネジメントの導入等、環境に配慮している事業者の製品を選択肢に加える</p>

エ Renewable(再生可能な資源に替える)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>4-1 プラスチックの代替素材への転換の促進</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> </div>		<p>4-1-2 *ワンウェイプラスチック製品のバイオマスプラスチック由来製品等への転換を検討する</p>	

(2) 分かりやすい情報提供

ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>5-1 伝わりやすい広報 内容の工夫</p> 	<p>5-1-1</p> <p><b>*【重点】観光旅行者等を対象とした情報発信</b></p> <p>* SNS やホームページ、広報誌等での発信</p> <p>* 職員派遣によるごみ分別の説明</p> <p>* リサイクルの手法や結果等の可視化</p> <p>* ごみの減量化や資源化の取組事例の紹介</p> <p>* ごみ分別大辞典やごみ分別ポスターの配布</p> <p>* インバウンド客を含む観光旅行者等にも分かりやすいデザイン・やさしい日本語を用いた情報発信</p> <p>* ごみ減量化推進週間を設定し、重点的な広報を実施する</p>	<p>5-1-2</p> <p>* 事業者のホームページ、SNS、DM 等を活用して資源循環の取組の PR</p> <p>* 特に観光関連事業者は、観光 PR における SDGs 未来都市みやづの情報発信</p> <p>* 資源循環推進事業所の認定等を活用した事業所の魅力発信</p>	<p>5-1-3</p> <p>* SNS 等を活用して資源循環の取組の体験等を発信</p>

(3) 海洋プラスチックごみ対策

ア プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>6-1 海洋プラスチック 問題への取組</p>   	<p>6-1-1</p> <p><b>*【重点】行政、市民、事業者等と協力した清掃ボランティアを市内各地で面的に展開する</b></p> <p>* 市外の学生団体や企業等が本市で行う海岸清掃ボランティア活動の推進</p> <p>* プラスチックを含む不法投棄ごみ等の海洋流出を減少させるための取組(啓発・パトロール等)</p>	<p>6-1-2</p> <p>* 農業(劣化したマルチシート・プラスチック被覆肥)や漁業(不要となった漁具の放置)など、業種に応じたプラスチックの流出防止に努める</p>	<p>6-1-3</p> <p>* ポイ捨てを行わない(煙草のフィルターがプラスチックごみとなる)など、プラスチックの流出防止に努める</p> <p>* 地域における不法投棄ごみ等の海洋流出を減少させるための取組(回収活動等)</p>
<p>6-2 漁業者と連携した取組</p>    	<p>6-2-1・6-2-2</p> <p>* 漁業の操業時に漁網に混入する海底ごみの処分や、漁業関連団体が実施する海底ごみの清掃活動を支援する</p>		

(4) 環境教育及び環境学習の推進

ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>7-1 学校と連携した環境教育・学習の推進</p>   	<p>7-1-1・7-1-2・7-1-3</p> <p><b>*【重点】SDGs・環境の取組における学校の教職員等との連携を強化し、環境教育・環境学習を推進する</b></p> <p>*食育の視点から、食品の製造、調理、廃棄のそれぞれの過程における環境配慮や食品ロスの削減について環境教育・環境学習を推進する</p> <p>*清掃活動、資源回収等の環境に配慮した活動の実践を通じた環境教育・環境学習を推進する (PTAによる段ボール、缶等の回収や、事業所との連携による使い捨てカイロの回収活動など)</p>		
<p>7-2 地域等におけるSDGs・環境に関する学び</p>    	<p>7-2-1・7-2-2・7-2-3</p> <p>*自治会や公民館、観光関連事業者等と連携し、SDGs・環境に関する勉強会等を実施する</p> <p>*子育てサロンや高齢者大学等、多様な立場・世代を対象に、SDGs・環境に関する勉強会等を実施する</p> <p>*SDGs・環境に関する取組に関心を持ち、率先して取り組む人材の育成</p>		
<p>7-3 ごみ処理施設の見学</p>  	<p>7-3-2・7-3-3</p> <p>*宮津与謝クリーンセンターの施設見学の活用</p>		

## 5 食品ロス削減の推進

「食品ロス」とはまだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本の食品ロス量は、令和3年度で523万トン（前年度比+1万トン）、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は279万トン（前年度比+4万トン）、家庭から発生する家庭系食品ロス量は244万トン（前年度比▲3万トン）となっています。

我が国においては、令和元（2019）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、基本的な視点として次の2点が掲げられ、食品ロスを削減していく取組が進められています。

■国民各層がそれぞれの立場において主体的に、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されているという課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと。

■まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、可能な限り食品として活用するようにしていくこと。

京都府においても、令和4（2022）年3月に、「京都府食品ロス削減推進計画」を策定され、基本的な方針を「食品ロス問題の「我が事」としての意識の醸成や、AI・IoT等の新たな技術の活用により、多様な主体が一体となって食品ロスの削減を実践し、環境負荷の低減を図ることで、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す」とし、取組が進められています。

本市においても、令和5（2023）年3月に、「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を改正し、食品ロス削減の取組を強化することとしました。

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>8-1 食品ロスの削減</p>    	<p>8-1-1 * 食品ロス削減の啓発 (食品ロスの削減に向けた意識醸成／リメイクメニューや端材活用メニューを広く周知／京都府の「食べ残しゼロ推進店舗」の推進／食品ロス削減月間(10月)を中心とした啓発)</p>	<p>8-1-2 * 業種に応じた取組</p> <div data-bbox="1003 300 1525 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【飲食店・宿泊施設等の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 来店者数や注文メニューの需要を予測して適正量の仕入れや仕込みを行う</li> <li>* 食材を無駄なく使い切って調理する</li> <li>* 食べきり、小盛メニューの提供などにより、来店者が食べきるための工夫をする</li> <li>* 品質的に問題のない食品は、お客様の自己責任であることを理解して頂いた上で、食べきる目安の日時などの情報提供を行って、持ち帰り用に提供することを検討する</li> <li>* 観光旅行者等への食品ロス削減の周知、広報を行う</li> </ul> </div> <div data-bbox="1003 975 1525 1311" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【食品小売業の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 需要を予測して適量仕入れる</li> <li>* 在庫管理を適正に行い、品質の低下を防ぐ</li> <li>* 少量パック販売やばら売りをを行う</li> <li>* 商品棚の手前の商品から選んでもらう、「てまえどり」の啓発を行う</li> </ul> </div>	<p>8-1-3 <b>* 【重点】食べ残しによる廃棄の削減</b> (食べられるものだけを作り、作りすぎを防止する／食べきれなかったものの保存方法を工夫する／食材の使い忘れ、食べ忘れを防ぐため、冷蔵庫の中などの配置方法を工夫する)</p> <p>* 食品の直接廃棄の削減 (食材の使い切り／インターネットなどで適切な長期保存方法やレシピを検索する)</p> <p>* 買い物時に食品ロス削減の心がけ (買い物に出かける前に冷蔵庫の中などの在庫を確認し、食べきれる量を買う／賞味期限の近いものから選ぶ。〔「てまえどり」に協力する。〕)</p> <p>* 外出時の食品ロス削減 (食べきれる量を注文する／飲食店が対応している場合、かつ、食品衛生が確保される場合、自己責任の範囲で、食べきれずに残した料理を持ち帰る／3010(さんまるいちまる)運動へ協力する)</p>

		<p><b>【食品卸売業の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 需要を予測して適量仕入れる</li> <li>* 在庫管理を適正に行い、品質の低下を防ぐ</li> </ul> <p><b>【食品製造業・加工業の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 製造（加工）量を考慮した適正量の原材料調達を行う</li> <li>* 原材料を無駄なく使い切る</li> <li>* 賞味期限は商品の特性に応じて科学的・合理的に設定し、過度に短く表示しない</li> </ul>	
--	--	---	--

## 6 進捗管理

本指針については、宮津市廃棄物減量等推進審議会において進捗状況等を報告します。特に、重点項目については、個別の指標を用いて継続的に評価及び見直しを行い、進捗状況を管理します。

## 参 考

## ○宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例

令和4年12月23日

条例第26号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第8条)

#### 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策(第9条—第16条)

#### 第3章 雑則(第17条)

#### 附則

本市は、白砂青松の景色が広がる日本三景天橋立をはじめ、宮津湾、阿蘇海、大江山など海、里、山の美しく豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、大量生産、大量消費に伴う社会経済活動や生活様式により、事業活動や日常生活における環境への負荷が増大し、近年、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れており、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、私たちの生活に様々な利便性と恩恵を与えてくれるプラスチックは、生産過程等で二酸化炭素を排出するとともに、海洋プラスチック問題を発生させるなど、環境に大きな負荷を与えています。

そこで、本市は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し、令和2年に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を、令和3年に「気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の構築等の実現を目指すという決意を表明しました。

このような地球規模の環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる取組主体の行動が不可欠であり、その広がりが極めて重要です。そうしたことを意識しながら、私たち一人一人が、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、自分の置かれた立場で実行可能な「3R(リデュース、リユース、リサイクル)+Renewable」の活動など、地球環境にやさしい取組を行うことにより、循環型社会への転換を図る必要があります。

また、本市を訪れる多くの観光旅行者にもこうした取組を拡大し、世界から選ばれる地球環境にやさしい観光地域づくりや天橋立世界遺産登録に向けた取組と連動させ、海洋プラスチック問題解決をはじめとする自然共生社会を構築することが、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものと期待されます。

このような認識に基づき、市民、事業者をはじめ、本市に関わる人々が共に考え力を合わせる「共創」の考え方の下で、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等(以下「資源循環の促進等」という。)に関し、市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。)の責務を明らかにするとともに、資源循環の促進等に関する基本的事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行う全てのものをいう。
- (2) 観光関連事業者等 市内において、観光に関する事業を営むものをいう。
- (3) 再資源化 廃棄物等を部品又は原材料その他製品の一部として使用することができる状態にすることをいう。
- (4) プラスチック使用製品 プラスチックが使用されている製品(プラスチック製容器包装を含む。)をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用、循環資源の分別回収その他の資源循環の促進等に必要な取組を行わなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動について、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

2 市及び観光関連事業者等は、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組に

ついて、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(京都府・近隣市町等との連携)

第7条 市は、資源循環の促進等に関する施策の実施に当たっては、京都府、京都府北部地域連携都市圏の構成市町及び宮津与謝環境組合等と連携して取り組むものとする。

(基本指針)

第8条 市長は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 資源循環の促進等に関する基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、資源循環の促進等に関し必要な事項

3 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、宮津市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の軽微な変更には適用しない。

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

(基本的な施策)

第9条 市は、事業者、市民、関係団体及び観光旅行者等と連携し、廃棄物等の排出抑制、循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収、分かりやすい情報提供その他の必要な措置を講じることにより、資源循環の促進等の取組を推進するものとする。

2 市は、廃棄物等の再資源化を行う事業者との連携を図り、適正かつ効率的な資源循環の促進等の取組を推進するものとする。

(プラスチックの資源循環の促進等)

第10条 市は、プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制、再資源化及び再利用、使い捨てのプラスチック使用製品の代替素材への転換(以下「代替素材への転換」という。)等プラスチックの資源循環の取組を推進するものとする。

2 使い捨てのプラスチック使用製品を提供する事業者は、代替素材への転換、提供方法の工夫による使用抑制等の取組に努めるものとする。

(海洋プラスチックごみ対策の推進)

第11条 市は、海洋プラスチックごみ対策について、市民及び事業者の協力を得て海岸清掃等を実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、プラスチックごみが環境中に排出されない取組を推進するものとする。

(資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等)

第12条 市は、資源循環の促進等について、自主的かつ積極的に行動する人材を育成するため、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、家庭、教育・保育施設等、学校、職場、地域その他のあらゆる場を通じた環境教育及び環境学習を推進するものとする。

(市民等の自主的な活動を推進するための措置)

第13条 市は、事業者、市民又は関係団体が自主的に行う廃棄物等の発生抑制のための活動、循環資源の分別回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催し等の資源循環の促進等に関する活動を推進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(体制の整備)

第14条 市は、事業者、市民及び関係団体等が連携し、資源循環の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(資源循環を促進する事業所の認定)

第15条 市は、資源循環の促進等に積極的に取り組む事業所を宮津市資源循環推進事業所(以下「認定事業所」という。)として認定することができる。

2 市は、認定事業所が行う資源循環の促進等の取組を市民に周知するものとする。

3 市は、認定事業所が行う資源循環の促進等の取組に対し、その取組を維持し、又はその取組に必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、資源循環の促進等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

### 第3章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

○宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

平成6年12月22日

条例第31号

宮津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年条例第18号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 市民等の参加及び協力(第7条—第10条)
- 第3章 廃棄物の減量化の推進(第11条—第15条)
- 第4章 廃棄物の適正な処理(第16条—第27条)
- 第5章 地域の清潔の保持(第28条・第29条)
- 第6章 一般廃棄物処理業等の許可等(第30条—第32条)
- 第7章 雑則(第33条—第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。
- (4) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (6) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。
- (7) 食品ロスの削減 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)第2条第2項に規定する食品ロスの削減をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るととも

に、地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、事業者及び本市を訪れた観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。)の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

3 市は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

## 第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第7条 市、市民、事業者及び観光旅行者等は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第8条 市は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第9条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について審議するため、宮津市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第10条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する本市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

### 第3章 廃棄物の減量化の推進

#### (廃棄物の減量化)

第11条 市は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

第12条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

第14条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

#### (食品ロスの削減)

第15条 市は、食品ロスの削減に関する必要な施策を総合的かつ効果的に推進し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。次項において同じ。)は、その事業活動に関し、市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

4 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、市及び食品関連事業者が実施する食品ロスの削減の取組に協力するよう努めるものとする。

### 第4章 廃棄物の適正な処理

#### (一般廃棄物の処理計画)

第16条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理計画を定めたときは、これを公示するものとする。処理計画を変更したときも、また同様とする。

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第17条 市長は、法第6条の2第2項及び第3項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を本市以外の者に委託することができる。

(一般廃棄物の処理)

第18条 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の処理をするものとする。

2 市長は、前項の処理に支障がないと認められる場合に限り、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第19条 土地又は建物の占有者(管理者を含む。以下「占有者」という。)は、当該土地又は建物から排出される家庭系一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できるものは、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭系一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市長が指示する方法に従って処理しなければならない。

3 占有者は、前項に規定するもののほか、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物を本市の処理施設で処理しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(資源物の所有権等)

第20条 前条第2項の規定により市長が指示する方法に従って排出された資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、市に帰属するものとする。

2 市又は市長が指定する事業者以外のものは、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第21条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理することが困難であるときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第22条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に準じて行わなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第23条 市長は、法第6条の2第5項の規定により必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物搬入の申出等)

第24条 本市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る一般廃棄物が別に定める分別の区分及び処理施設への搬入方法に従っていないと認めるとき、又は当該搬入しようとする一般廃棄物が当該申出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(排出禁止物)

第25条 占有者等は、法第6条の2第1項の規定により市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に支障を及ぼすもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第26条 市長は、一般廃棄物のうちから、市が適正に処理することが困難であるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、これを公示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその回収等の措置をとるよう要請することができる。

(一般廃棄物等処理手数料)

第27条 一般廃棄物の処理についての手数料は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の徴収について必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、第1項の手数料を減免することができる。

## 第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第28条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

(土地等の管理)

第29条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理に努めなければならない。

#### 第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第30条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請に対し許可したときは、その者(以下「許可業者」という。)に許可証を交付するものとする。

3 許可業者が当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可等申請手数料)

第31条 前条第1項に規定する許可、許可の更新若しくは変更又は同条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 許可申請手数料 1件につき 6,000円
- (2) 許可更新申請手数料 1件につき 6,000円
- (3) 許可変更申請手数料 1件につき 6,000円
- (4) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 1,200円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可の取消し)

第32条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したときは、第30条の許可を取り消すことができる。

#### 第7章 雑則

(報告の徴収)

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な調査又は検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者にそれを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第35条 市長は、第19条第2項若しくは第3項、第21条第2項、第23条又は第25条第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第36条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第37条 市長は、第23条の規定による指示に従わないことにより第35条に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第38条 市が設置する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場を除く。)に置く技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格を有する者でなければならない。

(委任)

第39条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第23条の規定は、平成7年4月1日以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の宮津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年条例第18

号)の規定によってなされた許可又は許可の申請並びに処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定があるときは、改正後の条例によってなされたものとみなす。

附 則(平成7年条例第49号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第22号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第14号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第53号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第11号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成18年規則第54号で平成18年10月1日から施行)

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後における一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収その他必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則(平成18年条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1ごみ類の部燃やさないごみ用袋の款プラスチック・ビニール類の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 23 年規則第 2 号で本文に係る部分及びただし書の改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行)

(適用区分)

- 2 改正後の別表第 1 し尿の部の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料(し尿に限る。)について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料(し尿に限る。)については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年条例第 7 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 14 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第 1 し尿の部の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料(し尿に限る。)について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料(し尿に限る。)については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 23 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年条例第 6 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 27 条関係)

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ類	燃やすごみ用袋	15 リットル相当の容量のもの	1 袋につき 15 円
		30 リットル相当の容量のもの	1 袋につき 30 円
		45 リットル相当の容量のもの	1 袋につき 45 円

燃やさないごみ用袋	15 リットル相当の容量のもの	1 袋につき 15 円
	30 リットル相当の容量のもの	1 袋につき 30 円
	45 リットル相当の容量のもの	1 袋につき 45 円
大型ごみ(一般廃棄物のうち市長が別に定めるもの)	4,000 円以内で規則で定める額	
市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物(大型ごみを除く。)	1 回につき 50 キログラムまでごとに 500 円	
し尿	1 回につき 18 リットルまでごとに 213 円	

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。